

令和 5 年 6 月 19 日現在

機関番号：14401

研究種目：挑戦的研究（萌芽）

研究期間：2019～2022

課題番号：19K21762

研究課題名（和文）いじめを巡る学校・子ども・保護者関係の変容と重大事態調査を行う第三者委員会の課題

研究課題名（英文）The Relations between parents, children and teachers by "Act for the promotion of measures to prevent bullying" and the independent commission of inquiry into serious situations

研究代表者

小野田 正利 (Onoda, Masatoshi)

大阪大学・大学院人間科学研究科・名誉教授

研究者番号：60169349

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 4,000,000円

研究成果の概要（和文）：1. いじめ防止対策推進法によって、教師の責任領域は膨大に増え続け、意欲の低下を招いている。「被害者主観」を基本とした定義により、子どもの成長に伴う摩擦やトラブルは、すべていじめとなり、話し合いや仲直りが成立しなくなった。加えて、被害者の親と加害者の親が反目しあい、学校を巻き込んだトラブルが多数起きている。

2. 報酬が低すぎるため、重大事態に関する第三者委員の選出が停滞している。調査組織の専門性に欠けるケースが目立ち始めた。関係当事者への聴き取りについても、加害者だけでなく被害者側からも拒否される事例が多い。このため報告書は、多くが学校側から出されたデータに基づいて作成される傾向が高くなった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

1. 「いじめ防止対策推進法」は、困難状況にある多くの子どもたちを救う面も確かにある。しかし実際には、いじめ認定において「被害者の主観」が最大限に尊重される傾向にあり、被害者への支援と加害者への指導という対峙的措置をとるため、子どもたち当事者間での解決への道筋が閉ざされ、学校で対応が困難となる様々なトラブルが起きる原因となっていることが明確になった。

2. 重大事態調査をおこなう調査委員会の報告書も、専門性と客観性が確保されているとは言えないケースも多数見られる。十分に練られた上での議員立法ではない、この法律の数々の問題点を多面的に明らかにすることができ、法改正の必要性を世に問うことができた。

研究成果の概要（英文）：1. Teachers' duties and responsibilities are increasing greatly by "Act for the promotion of measures to prevent bullying (2013)". Subjective judgments of bullying victims are widely esteemed by this Act, therefore to solve troubles between children through conversation or apology from assailants has been very difficult. And conflict between victim child's parents and assailant child's parents has occurred, with the result that many teachers are mentally tired.

2. There are various issues in the independent commissions of inquiry into serious situations (ex. suicide, injury, threat or long absence from school) by bullying also. Monetary rewards are very cheap, hence the boards of education are not able to gather experts on bullying problems. And process through interview to victims and assailants sometimes are fading. So, in some cases of bullying, the reports by commissions of inquiry are submitted to boards of education with unfounded inference.

研究分野：教育制度学

キーワード：いじめ防止対策推進法 いじめ 第三者委員会 保護者対応 重大事態 聴き取り調査 コンプライアンス 教師の疲弊

1. 研究開始当初の背景

(1) 議員立法による「いじめ防止対策推進法」(平成25年6月28日、法律第71号)が成立して6年が経過していたが、「被害者主観」に基づくこの現行法の「いじめの定義」(第2条)について学校関係者は十分な理解ができないうまま「認知件数」を計上する状態が続いていた。直接に相対しての行為だけでなく、各種のSNSを利用したいじめの多様化が進むとともに、有形力の行使がほとんど見られない、仲間はずれや集団による無視あるいは“からかい”といった、傍から見ると「人間関係上のトラブル」と捉えてしまう可能性の高い「いじめ」が増え続けていた。こういった中で、いじめ防止の重要な任務を背負わされた学校現場は、学校生活で「いじめがある」と指摘されても、なおも事実関係の調査を省略したり、軽い問題ととらえてしまったりすることで、その後により事態が悪化しトラブルが拡大し、またその後の処置の仕方をめぐって混乱することが多かった。

(2) いじめ行為により、法第28条に規定する生命身体財産侵害行為(1号事案)および不登校の長期化(2号事案)といった「重大事態」に発展した場合は、外部有識者を加えた第三者調査委員会を組織し、背景調査と原因分析そして再発防止にあたることを命じられている。確かにその役割は、文部科学省が別に定めた「いじめ防止等のための基本的な方針」や「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」に示されている。しかし、実際に委員会が機能し行動をする場面では、適切で具体的な方策が示されておらず曖昧な部分もあるため、立ち往生することが多く、また「被害者」だけでなく「加害者」側からも大きな反発が出ることもあり、調査や分析が暗礁に乗り上げる事態がいくつも起きていた。

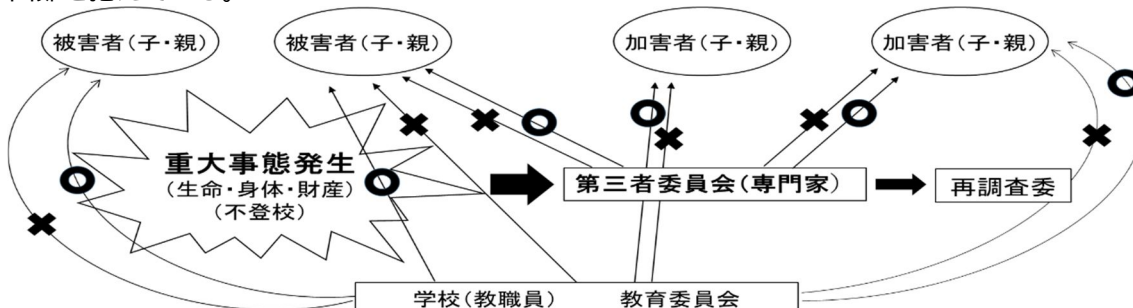
これらのプロセスでは、被害者の不満だけでなく加害者も過剰反応することもあり、十分な法的知識と対応力を持たない学校や設置者である教育委員会は、一方で法律による措置の遂行と、他方でトラブル事態の収束を求められ、疲弊し苦悶状態にあった。

2. 研究の目的

(1) いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的推進することを目的とした「いじめ防止対策推進法」の施行後も、いじめの「認知件数」がうなぎ登りで増え続けるだけでなく、被害者主観に基づいて最大限に広がった「いじめの定義」によって、単なる人間関係の一時的なほつれに相当する事象や、客観的事実が明確には存在しないようなものまで「いじめ」と捉えられる傾向が進んでいる。この状況に拍車をかけているのが「被害者」「加害者」となった児童生徒ではなく、その背後にいる保護者たちの多様な行動である。被害者側は徹底的に加害者

側を完膚なきまで叩き続け、他方で加害者側は必死にそれに耐えるか、逆に反撃に出ることなどで、問題の収束が遠のいている。子どものトラブルであったはずのものが、すぐさま保護者どうしのトラブルに発展していくため、その間に立って調整する学校や教職員は混乱し疲弊している。他方で、学校の記録化の不十分さや、子どもからの聞き取り方法に課題があることも明確になりつつある。本研究は、この法律によって学校 子ども 保護者の関係性がどのように変化しているのかの内実を明らかにすることを第一の目的としていた。

(2) 「いじめ防止対策推進法」第28条に基づいて設置される、いじめによる「重大事態」発生が疑われる場合の、教委等の附属機関としての第三者調査委員会がある。その調査委に求められるのは、(A)事案発生の実態経過の究明、(B)重大事態に至った背景といじめ行為との関係、(C)学校側のとった行為の問題点、(D)今後の再発防止策の提示であるが、関係者の調査への同意を求めておこなうことしかできず、事実関係の調査自体も難しい場合が多い(下図を参照)。同時に、事案によって内容が相当に異なることから、調査委の報告書の公表のあり方も困難を抱えている。



本研究の第二の目的は、この第三者委員会が、そのメンバーの選任段階から、事実関係調査と分析、および報告書の公表に至るまでに、公平で客観的で専門性をもった機関として機能する上での課題を明確にすることであった。

3. 研究の方法

(1)当初の「研究計画調査」には、50以上の重大事態の第三者委員会の報告書の詳細な分析のほか、被害者側からの所見が添付されて「再調査」とはならなかった(第三者委員会との間で紛争状態とならなかった)ケースの第三者委員たちへのインタビュー調査、第三者委員となった人たちへの質問紙調査をおこなうことを記載していた。しかし、大阪弁護士会所属の弁護士の数人、大阪府臨床心理士会所属の経験豊富なスクール・カウンセラーの数人と、事前打ち合わせをおこなったところ、「守秘義務」の関係や「痛い経験」から、のアンケート調査は、ほとんど期待できないであろうということになり、その実行は断念した。

そのかわり「話せることはできるだけ真実をお話しして、調査に役立てていただいて結構です。但し文字化しての公表の際には配慮を願います」という了解をとりつけることができた、全国約20カ所の、重大事態が発生した学校現場および教育委員会あるいは私立学校法人を研究代表者が直接に訪問して、詳細にわたる聴き取り調査を実施した。結果としては、この調査が極めて有効に機能し、の委員へのインタビュー調査に深みを増し、の調査報告書群の再度の読み込みによる研究の深化につながった。

(2)研究代表者と信頼関係を築くことのできた、具体的な重大事態(多くが2号の「不登校重大事態」案件)が発生した当該学校の関係者からの面接調査では、事案発生から収束まで(あるいは現在進行形も含めて)のプロセスを詳細に明らかにすることができた。また教育委員会関係者との面談では第三者委員会の進行の際の裏方的仕事の困難性と緊張感について、第三者委員経験者との面談では、専門性と中立性を基本とした第三者委員として、「被害者」側だけでなく、「加害者」側にも相当の配慮をしながら進行せざるをえない、苦渋の選択過程が多くあることが明確になっていった。

(3)文献調査では、第三者委員会の報告書以外にも、その後に損害賠償請求訴訟に発展した事例もいくつかあり、それらの判決文の考察を通して、報告書内容との比較や、報告書そのものが持つ意味についても深めることができた。本研究期間においても、第三者委員としての経験豊富な学者や弁護士らによる「いじめ防止対策推進法」の解釈に関する専門書が数冊発行されているが、一般的な解決にとどまらず、具体的な課題まで踏み込んで展開しているものもあり、本研究の遂行に大いに役立った。このほか、教育学や法律学あるいは心理学の専門雑誌の中から、適切な論稿を選び出しながらの検討もおこなった。

(4)これらを通して「いじめ防止対策推進法」から9年が経過しようとしているいま、現実の世界では、立法当時の状況と相当に異なる事態になり混乱が生じているにもかかわらず、附則に示された「法制定後3年の見直し」が皆無であることの問題、いまなお教職員の多くは古い「いじめ観」にとらわれたままであり、「被害者主観に基づくいじめ定義」という法律の趣旨を理解できてないがゆえに事態がこじれて、時に重大事態に発展していくことも多くあるという問題、「被害者側に寄り添う」というスローガンの強調によって、加害者側が過剰なまでの罰(責め苦)を受ける実態が進みつつあることの視点が欠落しているという問題、子ども間のトラブルのすべてが「被害」と「加害」という法的問題で整理することによって、子どもたちの世界で起きている問題を、当事者である子どもたち自身で解決するチャンスを喪失しはじめていくという問題、そしてなにより子どもよりは、その背後にいる保護者たちが、様々な思惑から多様な行動をすることが増え、それによって問題解決がさらに遠のいているという問題、などがあることを痛感している。

4. 研究成果

(1)研究代表者がまずおこなったことは、学校や教育委員会に対して「いじめ防止対策推進法」の正しい理解を求めることと同時に、その運用において何を留意しなければいけないか、およびそもそもこの法律が持つ限界がどこにあるかを、分かりやすく解決した小冊子を公表することであった。このため2019年8月には『「いじめ防止対策推進法」下で起きている学校 子ども保護者関係の変容～法化社会と文書回答社会の到来』(学校讃歌ブックレット 号外22、B5版全20頁)を22,500冊作成印刷し、全国から送付依頼を受けた学校、および研修講演の依頼を受けた自治体などに無料で頒布してきた。この冊子を手にした関係者たちからは一様に「わかりやすい」という評価を多くもらったが、研究成果の社会的貢献の一環として位置付けてきた。

(2)研究成果は、「研究発表の入力欄」に記載のとおり、数多くの学術論文等に結実した。研究代表者が連載を続けている『内外教育』誌(時事通信社発行)には、毎年の秋から冬にかけて、「いじめ法の放置から〇年」シリーズを連載し、研究期間だけでも57本の原稿を執筆した。このうち特に「いじめ法の放置から6年 面接・聴き取り問題」として続けた4本、「記録の大事さを繰り返す」の2本、および「いじめの放置から9年 通報からの聴き取りと認定プロセス」の3本は、いじめ発生後の手続きの不慣れなこともあって、とりわけ学校関係者から高く評価さ

れ、各地で研修会資料として活用されている。

重大事態を扱う第三者委員会の内実については、「いじめ法の放置から9年(10)調査委のお金がない」、「同(11)過去の事実調査を求める被害者」、「同(12)被害者に寄り添うの拡大傾向」、「同(13)調査委の聴き取りを拒否される」などに成果の一部を発表している。

このほか、保護者向けの雑誌『ゆう&ゆう』(愛知県教育振興会発行)に、子ども同士のいさかいやトラブルが起きた時に、保護者としてどのようにふるまうべきかを分かりやすく解説した論稿を数本寄せた。

教育法に関する専門雑誌『季刊教育法』(エイデル研究所)では、調査委の経験豊富な臨床心理学者である嶋崎政男氏との対談「いじめ重大事態調査の困難さと、保護者間の対立の深刻化」のほか、さらに鬼澤秀昌弁護士を加えた3人の「鼎談 どうなるいじめ防止対策推進法」、および単独インタビュー「大津のいじめ事件から10年 これまでとこれから」で、研究成果を披歴し続けている。

(3)研究代表者に対しては、これまで主として「保護者対応トラブル」をテーマとした講演依頼が多かったが、この間に急速に、いじめ防止対策推進法に関連するテーマでの依頼が増え、すでにこの4年間において全国30カ所以上で研修を実施してきた。そこでは「いじめの認知」や「認知件数」のクイズを皮切りにして、法律の趣旨や課題を分かりやすく語る手法をとっているが、なおも教職員の多くは「正確な理解」をしていないことに驚かされる。加えて教育委員会事務局や第三者委員という専門家を対象とした場においても、彼らが調査手法や結論の導き方に精通していないことを痛感させられた。

(4)総論的な結論であるが、残念なことにもともと議員立法として建付けの悪かった「いじめ防止対策推進法」を改正する必要があることがより鮮明になった。

本来的には子どもの世界ではいくらでもある摩擦やいざこざという「私的領域」であった部分に、強硬的に法律を割り込ませたことで、重大な人権侵害行為だけでなく、実に軽微な、また意図しない行為をも「いじめ」と認定されることが進み、子どもの人間関係が窮屈なものとなりつつある。「謝る」「許す」「仲直りする」といった教育的解決が後方に退き、すべてにわたって法的な解決を余儀なくされることで、収束の行方はほとんど「被害者」側の意向次第となっているといっても過言ではない。

「被害」「加害」のいずれも問わず、渦中の子どもの保護者たちが、「被害者」とされたこと「加害者」と認定されたことを契機に、激しくいきりたちながら、より激しい要請行動を学校や教育委員会などに対しておこなうことが増え、保護者対応トラブルとして長期化している。

様々なSNSの発達により、いじめ行為そのものも急速に複雑化し多様化している。加えて「嫌だと感じたら、即いじめ」と認定される「被害者主観」を基本とする「いじめの定義」はあまりに広範にとらえられすぎであり、「濡れ衣のないいじめ」加害者を生み出したり、「自作自演によるいじめ」の見抜きを困難にさせ、同時に「加害者」に対して「指導」をすると文言から、いじめ行為以上の過剰な罰(別室指導から転校など)を課せられる事態も多く発生している。このことが、子ども間どうしの関係も窮屈なものとなり、保護者間トラブルの増発につながっていると考えざるをえない。

むろん他方で、いじめの予防や発見およびその後の措置をおこなうことを義務とされている学校(法律第23条)は、過去の経験則にとらわれて、法律上は明白ないじめであるにも関わらず見過ごしたり、軽く考えての措置をとったりすることが多い。それゆえますます子どもどうしのトラブルや保護者どうしのトラブルが多発し、一部は重大事態となっていくことを漫然と放置していることもうかがえる。但し、多忙な教職員にとって、最優先でいじめ問題に取り組むべきとされても、学校外で起きたことも、SNSの世界でおきたこともすべて対処しなければならないという守備範囲の拡大は、実に酷であるともいえる。これらは、外部の専門家であるスクール・カウンセラーやスクール・ソーシャル・ワーカー、さらにはスクール・ロイヤーを導入してもなお、難しい問題として残っている。

研究代表者は、重大事態となった事案に関する第三者委員会報告書の多くを入手して、それらの中から課題を抽出するだけでなく、依頼を受けた教育委員会や学校現場に直接出向いて、重大事態となっている事案の詳細なデータ分析をおこなってきた。まず言えることは、そもそも委員の報酬が(自治体による相違はあるが)あまりに低額すぎてメンバーを集めるのに四苦八苦せざるをえず、そのため事案発生からかなりの月日が経ってからの調査行動にならざるをえず、記憶の薄れとともに正確な調査が難しくなっていることが指摘できる。次に、第三者委員が調査に入った場合も、面談や聴き取りはあくまでも「任意」であり強制力がないため、多くの事例で、加害者側だけでなく被害者側からも協力を得られない状態が発生している。このため結局は第三者委員会の発足前に、当該学校で集めた事前調査資料に依拠する形とならざるを得ず、そのことで報告書に対する被害者からの不満が高まり、「再調査」(法律第30条)が要請されるという悪循環に陥っている。

重大事態の1号事案については、学校ではなく設置者の下に第三者委員会が設けられ、その

ことで専門性と公平性が担保される割合は高いが、長期の不登校を扱う2号事案では、主として学校を主体とした調査委員会が多くなっている。但し、この場合に委員の報酬費の関係から、外部から加わる専門家はごく少数となったり、時に専門家すらおらず学校評議員のみが外部から加わったりといったように、専門性が十分に保障されたものとなっていないところも珍しくはない。この背景には、重大事態は増える一方であるにも関わらず、国の予算措置がとられていないために、特に弱小自治体は財源に乏しく、どうすべきかで頭を抱えていることが関係している。

加えて研究代表者が気になるのは、1号事案と2号事案が合併した重大事態が増えつつあることである。長期欠席に入っている子どもの保護者が、精神科医の診断書を持参することで、2号事案プラス1号事案になってしまうケースが多くなっている。

(5) この研究は「挑戦的萌芽」として進めていったが、まさしく新たな研究課題を発見するプロセスでもあった。いじめ防止対策推進法については教職員よりも保護者の方が内容を細かく理解しており、同時に「いじめ保険」も売り出されて好調であることから、法的手段に打って出る傾向も極めて高くなっている。事態はより混迷し、教職員の疲弊感も極めて高くなっている。この研究テーマの深化として、いじめの発端となる学校現場にとって「何に配慮し、どれが最も重要で優先的に取り組むべき行為なのか」その内容と手順などを分かりやすく説明したガイドブックを、研究成果として作成する必要があることを痛感している。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計67件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 小野田正利	4. 巻 68巻10号
2. 論文標題 小野田先生の出前講座～親と学校をつなぐ（第11回）子どもの行動の背後にあるもの	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 子とともに ゆう&ゆう（愛知県教育振興会）	6. 最初と最後の頁 22-24
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小野田正利	4. 巻 68巻8号
2. 論文標題 小野田先生の出前講座～親と学校をつなぐ（第8回）悩んで大人になる	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 子とともに ゆう&ゆう（愛知県教育振興会）	6. 最初と最後の頁 22-24
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小野田正利	4. 巻 68巻7号
2. 論文標題 小野田先生の出前講座～親と学校をつなぐ（第7回）個人の尊厳を傷つけることは絶対にしない	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 子とともに ゆう&ゆう（愛知県教育振興会）	6. 最初と最後の頁 22-24
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小野田正利	4. 巻 7074号
2. 論文標題 普通の教師が生きる学校 モンスター・ペアレント論を超えて（第570回）いじめ法の放置から9年（16）進学先への情報提供	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 内外教育（時事通信社）	6. 最初と最後の頁 4-5
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小野田正利	4. 巻 7072号
2. 論文標題 普通の教師が生きる学校 モンスター・ペアレント論を超えて(第569回)いじめ法の放置から9年(15)保護者会の開催で紛糾	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 内外教育(時事通信社)	6. 最初と最後の頁 4-5
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小野田正利	4. 巻 7070号
2. 論文標題 普通の教師が生きる学校 モンスター・ペアレント論を超えて(第568回)いじめ法の放置から9年(14)大人の最悪の相克	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 内外教育(時事通信社)	6. 最初と最後の頁 4-5
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小野田正利	4. 巻 7067号
2. 論文標題 普通の教師が生きる学校 モンスター・ペアレント論を超えて(第567回)いじめ法の放置から9年(13)調査委員の聴き取りを拒否される	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 内外教育(時事通信社)	6. 最初と最後の頁 4-5
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小野田正利	4. 巻 7066号
2. 論文標題 普通の教師が生きる学校 モンスター・ペアレント論を超えて(第566回)いじめ法の放置から9年(12)「被害者に寄り添う」の拡大傾向	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 内外教育(時事通信社)	6. 最初と最後の頁 4-5
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小野田正利	4. 巻 7064号
2. 論文標題 普通の教師が生きる学校 モンスター・ペアレント論を超えて(第565回)いじめ法の放置から9年(11)「過去の事実調査」を求める被害者	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 内外教育(時事通信社)	6. 最初と最後の頁 4-5
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小野田正利	4. 巻 7062回
2. 論文標題 普通の教師が生きる学校 モンスター・ペアレント論を超えて(第564回)いじめ法の放置から9年(10)調査委のお金がない!	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 内外教育(時事通信社)	6. 最初と最後の頁 4-5
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小野田正利	4. 巻 7059回
2. 論文標題 普通の教師が生きる学校 モンスター・ペアレント論を超えて(第563回)いじめ法の放置から9年(9)加害者との示談、調停申し立て	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 内外教育(時事通信社)	6. 最初と最後の頁 4-5
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小野田正利	4. 巻 7057号
2. 論文標題 普通の教師が生きる学校 モンスター・ペアレント論を超えて(第562回)いじめ法の放置から9年(8)「一件落着」を急ぐな!	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 内外教育(時事通信社)	6. 最初と最後の頁 4-5
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小野田正利	4. 巻 7048号
2. 論文標題 普通の教師が生きる学校 モンスター・ペアレント論を超えて(第558回)いじめ法の放置から9年(7)通報からの聴き取りと認定プロセス(3)	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 内外教育(時事通信社)	6. 最初と最後の頁 4-5
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小野田正利	4. 巻 7046号
2. 論文標題 普通の教師が生きる学校 モンスター・ペアレント論を超えて(第557回)いじめ法の放置から9年(6)通報からの聴き取りと認定プロセス(2)	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 内外教育(時事通信社)	6. 最初と最後の頁 4-5
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小野田正利	4. 巻 7044号
2. 論文標題 普通の教師が生きる学校 モンスター・ペアレント論を超えて(第556回)いじめ法の放置から9年(5)通報からの聴き取りと認定プロセス(1)	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 内外教育(時事通信社)	6. 最初と最後の頁 4-5
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 嶋崎 政男, 小野田 正利	4. 巻 215号
2. 論文標題 対談 いじめ重大事態調査の困難さと、保護者間の対立の深刻化	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 季刊教育法(エイデル研究所)	6. 最初と最後の頁 50-63
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小野田正利	4. 巻 7039号
2. 論文標題 普通の教師が生きる学校 モンスター・ペアレント論を超えて(第553回)いじめ法の放置から9年(4)校内いじめ対策委は法定の校務分掌	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 内外教育(時事通信社)	6. 最初と最後の頁 4-5
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小野田正利	4. 巻 7032号
2. 論文標題 普通の教師が生きる学校 モンスター・ペアレント論を超えて(第552回)いじめ法の放置から9年(3)けんか生徒間暴力 いじめ、だよね?	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 内外教育(時事通信社)	6. 最初と最後の頁 4-5
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小野田正利	4. 巻 7033号
2. 論文標題 普通の教師が生きる学校 モンスター・ペアレント論を超えて(第551回)いじめ法の放置から9年(2)「同じ学校内でのいじめ」という思考?	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 内外教育(時事通信社)	6. 最初と最後の頁 4-5
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小野田正利	4. 巻 7031号
2. 論文標題 普通の教師が生きる学校 モンスター・ペアレント論を超えて(第550回)いじめ法の放置から9年(1)常識的な認知数の数え方にしてくれ	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 内外教育(時事通信社)	6. 最初と最後の頁 4-5
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小野田正利	4. 巻 67巻6号
2. 論文標題 子どもどうしの摩擦から学ぶこと	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 子とともに ゆう&ゆう	6. 最初と最後の頁 22-24
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小野田正利	4. 巻 67巻8号
2. 論文標題 けがや事故で、先生たちが留意すべきこと	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 子とともに ゆう&ゆう	6. 最初と最後の頁 22-24
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小野田正利	4. 巻 54巻11号
2. 論文標題 悲鳴をあげる学校：学校への要望、苦情そしてイチャモン(187)事故やトラブルの記録等は20年間の保存が安心	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 月刊高校教育	6. 最初と最後の頁 84-87
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小野田正利	4. 巻 210号
2. 論文標題 インタビュー 大津のいじめ事件から10年 いじめのこれまでとこれから (特集 子どものいじめの今を知る)	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 季刊教育法	6. 最初と最後の頁 6-15
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小野田正利	4. 巻 6937
2. 論文標題 普通の教師が生きる学校 モンスター・ペアレント論を超えて(第500回)いじめ法の放置から8年(1)いじめ 保険の登場	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 内外教育	6. 最初と最後の頁 4-5
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小野田正利	4. 巻 6944
2. 論文標題 普通の教師が生きる学校 モンスター・ペアレント論を超えて(第504回)いじめ法の放置から8年(2)いじめ 法27条と現実	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 内外教育	6. 最初と最後の頁 4-5
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小野田正利	4. 巻 6946
2. 論文標題 普通の教師が生きる学校 モンスター・ペアレント論を超えて(第505回)いじめ法の放置から8年(3)監視カ メラ設置要求	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 内外教育	6. 最初と最後の頁 4-5
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小野田正利	4. 巻 6949
2. 論文標題 普通の教師が生きる学校 モンスター・ペアレント論を超えて(第507回)いじめ法の放置から8年(4)教師や 世間の常識で判断するな	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 内外教育	6. 最初と最後の頁 4-5
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小野田正利	4. 巻 6951
2. 論文標題 普通の教師が生きる学校 モンスター・ペアレント論を超えて(第508回)いじめ法の放置から8年(5)校内委員会の苦悩	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 内外教育	6. 最初と最後の頁 4-5
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小野田正利	4. 巻 6953
2. 論文標題 普通の教師が生きる学校 モンスター・ペアレント論を超えて(第509回)いじめ法の放置から8年(6)発達障害児への対応の難しさ	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 内外教育	6. 最初と最後の頁 4-5
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小野田正利	4. 巻 6958
2. 論文標題 普通の教師が生きる学校 モンスター・ペアレント論を超えて(第512回)いじめ法の放置から8年(7)親同士の関係が起点となるいじめ	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 内外教育	6. 最初と最後の頁 4-5
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小野田正利	4. 巻 6960
2. 論文標題 普通の教師が生きる学校 モンスター・ペアレント論を超えて(第513回)いじめ法の放置から8年(8)被害者の親の実力行使	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 内外教育	6. 最初と最後の頁 4-5
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小野田正利	4. 巻 6962
2. 論文標題 普通の教師が生きる学校 モンスター・ペアレント論を超えて(第514回)いじめ法の放置から8年(9)時間軸を 考えていないのでは?	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 内外教育	6. 最初と最後の頁 4-5
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小野田正利	4. 巻 6980
2. 論文標題 普通の教師が生きる学校 モンスター・ペアレント論を超えて(第523回)いじめ法の放置から8年(10)訴え・ 相談を軽視するな!	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 内外教育	6. 最初と最後の頁 4-5
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小野田正利	4. 巻 6982
2. 論文標題 普通の教師が生きる学校 モンスター・ペアレント論を超えて(第524回)いじめ法の放置から8年(11)仲直り の方向性がない	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 内外教育	6. 最初と最後の頁 4-5
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小野田正利	4. 巻 6984
2. 論文標題 普通の教師が生きる学校 モンスター・ペアレント論を超えて(第525回)いじめ法の放置から8年(12)学校側 の捉え方への警鐘判決	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 内外教育	6. 最初と最後の頁 4-5
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小野田正利	4. 巻 6824
2. 論文標題 普通の教師が生きる学校 モンスター・ペアレント論を超えて(第437回)いじめ法の放置から6年(15)記録の大事さを繰り返す(前)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 内外教育	6. 最初と最後の頁 4-5
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小野田正利	4. 巻 6826
2. 論文標題 普通の教師が生きる学校 モンスター・ペアレント論を超えて(第438回)いじめ法の放置から6年(16)記録の大事さを繰り返す(後)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 内外教育	6. 最初と最後の頁 4-5
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小野田正利	4. 巻 6832
2. 論文標題 普通の教師が生きる学校 モンスター・ペアレント論を超えて(第442回)スクールロイヤーは万能ではない(上)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 内外教育	6. 最初と最後の頁 6-7
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小野田正利	4. 巻 6833
2. 論文標題 普通の教師が生きる学校 モンスター・ペアレント論を超えて(第443回)スクールロイヤーは万能ではない(中)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 内外教育	6. 最初と最後の頁 8-9
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小野田正利	4. 巻 6834
2. 論文標題 普通の教師が生きる学校 モンスター・ペアレント論を超えて(第444回)スクールロイヤーは万能ではない(下)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 内外教育	6. 最初と最後の頁 4-5
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 鬼澤秀昌、小野田正利、嶋崎政男	4. 巻 205
2. 論文標題 鼎談 どうなる! いじめ防止対策推進法	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 季刊教育法	6. 最初と最後の頁 80-99
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小野田正利	4. 巻 6835
2. 論文標題 普通の教師が生きる学校 モンスター・ペアレント論を超えて(第445回)いじめ法の放置から6年(17)教師ひとりが抱え込む背景	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 内外教育	6. 最初と最後の頁 4-5
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小野田正利	4. 巻 6836
2. 論文標題 普通の教師が生きる学校 モンスター・ペアレント論を超えて(第446回)いじめ法の放置から6年(18)どうして気付かなかったのか	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 内外教育	6. 最初と最後の頁 4-5
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小野田正利	4. 巻 6870
2. 論文標題 普通の教師が生きる学校 モンスター・ペアレント論を超えて(第464回)いじめ法の放置から7年(1)「保護者間で争いが起きないように」って何?	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 内外教育	6. 最初と最後の頁 4-5
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小野田正利	4. 巻 6872
2. 論文標題 普通の教師が生きる学校 モンスター・ペアレント論を超えて(第465回)いじめ法の放置から7年(2)いじめ「加害者」の保護者の行動	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 内外教育	6. 最初と最後の頁 4-5
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小野田正利	4. 巻 6875
2. 論文標題 普通の教師が生きる学校 モンスター・ペアレント論を超えて(第467回)いじめ法の放置から7年(3)恋愛、失恋、別れ話も「いじめ」	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 内外教育	6. 最初と最後の頁 4-5
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小野田正利	4. 巻 6877
2. 論文標題 普通の教師が生きる学校 モンスター・ペアレント論を超えて(第468回)いじめ法の放置から7年(4)いじめ行為をいつまで遡る?	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 内外教育	6. 最初と最後の頁 4-5
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小野田正利	4. 巻 6884
2. 論文標題 普通の教師が生きる学校 モンスター・ペアレント論を超えて(第472回)いじめ法の放置から7年(5)Cyber-Bullying(ネットいじめ)	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 内外教育	6. 最初と最後の頁 4-5
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小野田正利	4. 巻 6886
2. 論文標題 普通の教師が生きる学校 モンスター・ペアレント論を超えて(第473回)いじめ法の放置から7年(6)SNSであっという間に	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 内外教育	6. 最初と最後の頁 4-5
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小野田正利	4. 巻 6888
2. 論文標題 普通の教師が生きる学校 モンスター・ペアレント論を超えて(第474回)いじめ法の放置から7年(7)SNSいじめ防止の勇み足と言えるか	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 内外教育	6. 最初と最後の頁 4-5
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小野田正利	4. 巻 6892
2. 論文標題 普通の教師が生きる学校 モンスター・ペアレント論を超えて(第476回)いじめ法の放置から7年(8)「学校裏サイト」程度の想定?	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 内外教育	6. 最初と最後の頁 4-5
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小野田正利	4. 巻 6779
2. 論文標題 いじめ法の放置から6年(1)いじめ認知の混乱	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 内外教育	6. 最初と最後の頁 4-5
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小野田正利	4. 巻 6781
2. 論文標題 いじめ法の放置から6年(2)曖昧な認知件数の基準	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 内外教育	6. 最初と最後の頁 4-5
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小野田正利	4. 巻 6786
2. 論文標題 いじめ法の放置から6年(3)認知数の記入で困惑	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 内外教育	6. 最初と最後の頁 4-5
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小野田正利	4. 巻 6788
2. 論文標題 いじめ法の放置から6年(4)類かぶりする国会に憤りたい教育界	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 内外教育	6. 最初と最後の頁 4-5
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小野田正利	4. 巻 6793
2. 論文標題 いじめ法の放置から6年(5)保護者どうしのトラブル	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 内外教育	6. 最初と最後の頁 4-5
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小野田正利	4. 巻 6794
2. 論文標題 いじめ法の放置から6年(6)保護者どうしのトラブル	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 内外教育	6. 最初と最後の頁 4-5
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小野田正利	4. 巻 6796
2. 論文標題 いじめ法の放置から6年(7)23条2項と3項の段差に注意	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 内外教育	6. 最初と最後の頁 4-5
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小野田正利	4. 巻 6807
2. 論文標題 いじめ法の放置から6年(8)せかされる調査、難しい指導(前)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 内外教育	6. 最初と最後の頁 4-5
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小野田正利	4. 巻 6809
2. 論文標題 いじめ法の放置から6年(9)せかされる調査、難しい指導(後)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 内外教育	6. 最初と最後の頁 4-5
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小野田正利	4. 巻 6810
2. 論文標題 いじめ法の放置から6年(10)文書回答社会の到来	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 内外教育	6. 最初と最後の頁 4-5
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小野田正利	4. 巻 6816
2. 論文標題 いじめ法の放置から6年(11)面接・聴き取り問題	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 内外教育	6. 最初と最後の頁 4-5
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小野田正利	4. 巻 6818
2. 論文標題 いじめ法の放置から6年(12)面接・聴き取り問題	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 内外教育	6. 最初と最後の頁 4-5
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小野田正利	4. 巻 6819
2. 論文標題 いじめ法の放置から6年(13)面接・聴き取り問題	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 内外教育	6. 最初と最後の頁 4-5
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小野田正利	4. 巻 6820
2. 論文標題 いじめ法の放置から6年(14)面接・聴き取り問題	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 内外教育	6. 最初と最後の頁 6-7
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小野田正利	4. 巻 53巻1号
2. 論文標題 ゼロトレ・数値目標管理・スタンダード化(8)いじめ防止対策推進法の問題が	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 月刊高校教育	6. 最初と最後の頁 70-73
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計1件

1. 著者名 くまゆうこ、小野田 正利、鬼澤 秀昌	4. 発行年 2021年
2. 出版社 東洋館出版社	5. 総ページ数 104
3. 書名 学校あるあるトラブル18 保護者のお悩み解決します!	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------